

令和5年度における環境物品等の調達実績の概要

大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第8条第1項の規定に基づき、令和5年度における環境物品等の調達実績の概要を取りまとめたので公表する。

1. 令和5年度の経緯

令和5年度については、令和5年度 大学共同利用機関法人情報・システム研究機構における「環境物品等の調達の推進を図るための方針」について策定及び公表し、これに基づいて環境物品等の調達を推進した。

2. 調達実績の概要

各特定調達品目の調達量等については、別表「令和5年度特定調達品目調達実績取りまとめ表」、別表「令和5年度特定調達品目（公共工事）調達実績概要」、別表「令和5年度「公共建築物等木材利用促進法」及び「グリーン購入法」に基づく間伐材及び合法木材の利用に係る集計表」のとおりである。

（1）特定調達品目の調達状況

①目標達成状況等

調達方針において、調達総量に対する基準を満足する物品等の調達量の割合により目標設定する品目については、全て100%を目標とし、必要があつて基準を満足しない物品を調達せざるを得なかった場合を除き目標を達成した。

（2）その他の物品、役務の調達に当たっての環境配慮の実績

物品等を納入する事業者等に対して事業者自身が環境物品調達を推進するよう働きかけると共に、1回あたりの発注数を増やし納品回数を減らすことにより、包装の簡易化及び配達車輛の稼働を抑制するよう努めた。

（3）当該年度調達実績に関する評価

当法人には5機関があり、それぞれの機関における教育、研究、資料の管理及び保存等の業務上の事情は異なるが、関係者へグリーン購入法調達方針を周知し、調達担当者が環境物品への取組みを行ったため、当初の年度調達目標を概ね達成することができた。

令和6年度においても、引き続き環境物品等の調達を推進し、日常の業務上の必要性等を考慮しながら、できる限り環境への負担がない物品の調達に努めることとする。

【本件に対する窓口】

物品関係・公共工事 本部事務局本部事務部財務課

電話 03-6402-6217（直通）